

感染症予防・対応マニュアル

学校法人英数学館

放課後等デイサービス EISU みらい塾

はじめに

利用者、職員が集団で活動する放課後等デイサービスでは、感染症が広がりやすい状況にある。そのことを職員一人ひとりが認識し、感染の被害を最小限にするよう努めることが求められる。

このような前提に立ち、放課後等デイサービスでは、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には感染拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

1 感染症対策のために必要なこと

管理者の主な役割

- ・利用者の特性、施設の特性、施設で注意すべき感染症の特徴の把握
- ・感染症対策に対する正しい知識（予防法、対応方法等）の習得
- ・施設内活動（対策委員会の設置、対応マニュアルの策定、職員研修、施設整備等）の実施
- ・関係機関との連携（情報収集、発生時の行政への連絡等）
- ・職員の労務管理（健康管理、職員が感染した際の人的環境の整備等）

職員の主な役割

- ・利用者の特性、施設の特性、施設で注意すべき感染症の特徴の把握
- ・感染症対策に対する正しい知識（予防法、対応方法等）の習得と日常業務における実践
- ・自身の健康管理

2 注意すべき主な感染症

飛沫感染するもので児童の罹患が多く、流行を広げる可能性が高い感染症

- ・コロナウイルス感染症・インフルエンザ・百日咳、麻疹(はしか)
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ・風疹・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

- ・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
- ・感染性胃腸炎(ノロ、ロタ)・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症

基本的には集団感染を起こす可能性は少ないが、血液、体液を介して感染する感染症
・ウィルス性肝炎(B 型、C 型) ・HIV 感染症

多くの感染症は、典型的な症状を呈して医師から感染症と診断された場合のみならず、たとえ感染していても全く症状の出ない不顕性感染例や、症状が軽微であるために医療機関受診までには至らない軽症例も少なからず存在している可能性が高いことを理解したうえで、感染症対策に取り組んでいくことが重要となる。

3 感染症対策の基本

感染成立の 3 要素

(1) 感染源 (2) 感染経路 (3) 感染を受けやすい人

の 3 つの要素が揃った時、感染が成立する。

感染対策の 3 つの柱

感染を防ぐため、感染成立の 3 要素それぞれに対して以下 3 つの対策を立てることが有効である。

(1) 感染源の排除

感染源となるもの

- ・嘔吐物、排泄物
- ・血液、体液、分泌物(つば、痰、鼻汁等)
- ・使用した器具、器材
- ・上記に触れた手指で取り扱った食品など

感染源の排除のためには、感染源となるものには直接素手で触れず、必ず手袋を着用して取り扱う。また、手袋を外した際は手洗い手指消毒が必要である。

感染症には潜伏期間や治癒の後まで病原菌が排出されるものがある。感染の症状が出ている間だけでなく、それぞれの感染症の特徴を把握し、適切な期間、対応することが必要である。

(2) 感染経路の遮断

感染経路の遮断には以下の実践が求められる

- ・感染源(病原体)を持ち込まないこと。
- ・感染源(病原体)を拡げないこと。
- ・感染源(病原体)を持ち出さないこと。

上記のためには、手洗い・うがいの励行、施設内の衛生管理が重要となる。また、血液・体液・分泌物・嘔吐物・排泄物等の感染源となる可能性のあるものを扱うときは、手袋を着用するとともに、これらが飛散する場合に備えて、マスク・エプロン・ヘアカバー・フットカバー等の着用も必要である。

主な感染経路には、接触感染、飛沫感染、空気感染、血液媒介感染がある。感染症にはそれぞれに特有な感染経路があるため、経路に応じた適切な対策をとる必要がある。

接触感染の特徴

○手指、器具、食品を介して感染する

- ・コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎(ノロ、ロタ)・腸管出血性大腸菌感染症
- ・薬剤耐性菌・疥癬 など

飛沫感染の特徴

○会話、くしゃみ、咳などで放出された飛沫を吸い込むことで感染する

○飛沫は通常1メートル以内の床に落下し、空中を浮遊することはない

- ・コロナ感染症・インフルエンザ・マイコプラズマ肺炎・肺炎球菌感染症
- ・レジオネラ症 など

空気感染の特徴

○会話、くしゃみ、咳などで放出された飛沫核を吸い込むことで感染する

○飛沫核は空気の流れにより飛散する

- ・麻疹・水痘・結核 など

血液媒介感染の特徴

○病原体に汚染された血液や体液、分泌物が、針刺事故や傷口への接触により感染する

- ・B型肝炎・C型肝炎・HIV など

施設に病原体を持ち込まない、施設から病原体を持ち出さないために、施設に関係する全ての人が出入り時の手指衛生を徹底すること。中でも職員は、利用者と日常的に長時間接するため特に注意が必要である。日常から健康管理を心掛けるとともに、感染症に罹患した際には十分な休養が取れる職場環境づくりも必要である。

（３）感染を受けやすい人の抵抗力の向上

感染を受けやすい人は予め免疫を与えることにより、未然に感染症を防ぐことが重要である。免疫を与えるためにはワクチンを接種する方法がある。ワクチンを接種することにより感染する可能性を減らしたり重症化したりすることを防ぐことができる。

対象年齢になっているにもかかわらず、まだ受けていない定期予防接種がある場合は、接種を受けることができない基礎疾患がある場合を除いて、保護者に接種するよう勧奨する。

施設においては、職員についてもこれまでのワクチン接種状況を把握し、罹患歴・接種歴がともにない感染症がある場合は、必要に応じてワクチンを接種することを検討すること。

４ 平常時の対策

（１）環境の整備

施設内の衛生管理の基本として、感染対策に必要な施設や設備を利用者や職員が利用しやすい形態で整備することが大切である。

（２）清掃

事業所内、原則１日１回以上の湿式清掃をし、換気を行い乾燥させる。必要に応じ床の消毒を行う。使用した掃除用具はこまめに洗浄し、しっかり乾燥させること。

特にトイレのドアノブ、便座などは消毒用エタノール等で清拭し、適宜消毒を行うことが望ましい。

夜間、オゾンによる空間除菌を行う。

（３）職員の手洗い

手洗いは感染症対策の基本であり、正しい方法を身に付けて実践することが必要である。また、職員の手指を介した感染は、感染経路として最も気を付けるべき点である。万が一汚染された場合にも、直ちに流水下で洗浄することにより、感染を防止することができる。

手洗いの際には以下の点に注意する

- ・手を洗うときは時計や指輪を外す
- ・爪は短く切っておく
- ・まず手を流水で軽く洗う
- ・洗いが残しがりやすい部位は注意して洗う
- ・石けん成分をよく洗い流す

- ・使い捨てのペーパータオルを使用する
- ・水道栓は手首、肘等で操作することが望ましい
- ・水道栓を手で操作する場合は、手を拭いたペーパータオルを用いて止める
- ・手を完全に乾燥させる
- ・日頃から手のスキンケアを行う

（４）利用者の手洗い

利用者の間で感染が広がることを防ぐため、施設への出入りの際、活動(調理)の前後、排泄行為の後を中心に、日常的な手洗い習慣が継続できるように支援する。

共用のタオル等は絶対に避け、手洗い場各所に備え付けのペーパータオルを使用するか、個別にタオルを用意し使用する。

5 嘔吐物・排泄物の処理

嘔吐物・排泄物は感染源となるため、不適切な処理によって感染を拡大させないために十分な配慮が必要である。利用者の嘔吐物・排泄物を処理するには、手袋やマスク、エプロン等を着用し、汚染場所及びその周囲を 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液で消毒する。

注意事項

- ・処理を行う職員以外は立ち寄らないようにする。
- ・処理用キットを準備しておき、必要時に迅速に対応できるように備えておく。
- ・処理を行う職員、用具等の準備を補助する職員、利用者を近寄らせないようにする職員等、職員間で連携して対応する。

処理の手順

- ・手袋、エプロン等を着用する。
- ・嘔吐物をペーパータオル等で覆う。
- ・使用する消毒液を作る。
- ・ペーパータオルの上から消毒液をかけ、嘔吐物を中央に集めるようにしてビニール袋へ入れる。
- ・消毒液でゆるく絞った使い捨ての布で床を広めに拭く（2回）。
- ・床を拭き終わったら手袋を新しいものに変える。使用した手袋を外すときは、使用していた側が内側になるように外し、服や体に触れないように注意しながら素早くビニール袋に入れる。

- ・清掃処理後、窓を開け十分な換気を行う。
- ・利用者の服に嘔吐物がかかっている場合は、服を脱がせ、施設で洗濯等を行わず、ビニール袋に入れ密閉し、持ち帰りとする。
- ・処理に使用した用具等はビニール袋に入れて密閉し、廃棄する。

6 感染発生時の対応

施設において感染症が疑われる事例が発生した場合は、感染の拡大を防止するため以下のような対応をとる。

発生状況の把握

- ・利用者、職員の個別の状況把握。
- ・症状及び経過の確認。
- ・医療機関を受診した際は診断名、検査結果、治療内容の確認をする。
- ・施設全体の状況把握。
- ・日時、感染拡大学区等の発生状況の把握。
- ・平常時の有症者数との比較。

感染拡大の防止

- ・管理者が感染状況を職員に周知し対応の徹底を図る。
- ・感染拡大防止策の実施。
- ・手洗い、感染源の適切な処理等を徹底する。
- ・協力医療機関や保健所、市役所等に相談し、感染防止策について助言を得る。
- ・発生状況に応じた施設内の消毒を実施する。
- ・必要に応じて来所者の制限をする。

利用者・家族への情報提供

- ・施設利用者及び家族の不安を和らげるため、また利用者家族への感染拡大を防ぐため、適切な情報提供を行う必要がある。

行政への報告

- ・管理者は、状況に応じて市役所及び保健所等へ報告を行う。

7 関係機関等の連絡先

協力医療機関

医療機関名：有木医院

所在地：福山市本町 1-1-103

電話番号：084-922-1333

福山市保健所

所在地：福山市三吉町南 11-22

電話番号：084-928-1164

福山市役所 障がい福祉課

所在地：福山市東桜町 3 番 5 号

電話番号：084-928-1208-